

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

イ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【対象となる世帯等について】の欄は、高等学校等専攻科以外の場合、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は、保護者等全員の当該年度（前年の所得を証明するもの）の課税証明書等をいいます。

ロ 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 「【対象となる世帯等について】（2）④又は⑤」に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【対象となる世帯等について】の欄は、高等学校等専攻科の場合、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ ①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

- ニ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

- ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

留意事項

- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている場合には、静岡県高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 生業扶助受給状況のほか、認定者が正確な認定に必要と判断する事項については、認定事務の過程において公的機関等に確認を行う場合があります。
- 同一の高校生等が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部又は全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日現在の内容を正しく記入して下さい。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例

提出日を記入
《空欄にしない》

令和 7 年 7 月 0 日

静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書
(注：奨学給付金は、返済不要の給付金です。)

HRNO 3191

私は、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」を承諾し、関係書類を添付し、静岡県高等学校等奨学給付金の受給を申請します。(私が生活保護受給世帯の場合、生活保護受給世帯等奨学給付金認定事務にあたり、必要に応じ福祉事務所等へ照会されることについて同意します。)

HRNOを記入

申請者 住 所	〒 123-4567 静岡県浜松市中央区〇〇町123 ユーポA101 Tel (053) 434 - 1234	ふりがな	はまとう ちちお
申請者氏名	浜東 父男		
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他 ()		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下同様)。

※下記の事項について、必ず4つとも内容を確認し、すべてに必ず☑を入れる。してください。

- ☑ この申請書に、静岡県以外の都道府県への申請を行っておりません。
- ☑ この申請書の提出先が、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☑ 私(申請者)は、本申請に係る給付金について、静岡県以外の都道府県への申請を行っておりません。
- ☑ この申請の対象となる高校生等が、奨学給付金の支給対象ではありません。

【振込口座について】

下記のとおり静岡県高等学校等奨学給付金(静岡県高等学校等奨学給付金)に未納がある方は、ここに☑すると、給付金が支給されるときに、未納分の校納金に充当されます。差額は校納金口座へ返金されます。

【推奨】

諸会費等校納金(学年会費・修学旅行積立など)に未納がある方は、ここに☑すると、給付金が支給されるときに、未納分の校納金に充当されます。差額は校納金口座へ返金されます。

- ※ 下記希望・承認事項について、私が承認し、静岡県高等学校等奨学給付金(静岡県高等学校等奨学給付金)に未納がある方は、ここに☑すると、給付金が支給されるときに、未納分の校納金に充当されます。差額は校納金口座へ返金されます。
- ☑ 諸会費、PTA会費、修学旅行費等(以下)に未納があることについて、学校設置者(校長)に委任することを承認します。
- ☑ 授業料等預金口座振替依頼書で指定した口座(諸会費口座と同じ口座)に振込を依頼します。
- ☐ 下記に記入した口座に振込を依頼します。(市立・県外高校の方は全員こちらをチェックしてください)

振込先金 (該当するもの)	【推奨】 支給された給付金は、諸会費等校納金(学年会費・修学旅行積立など)の引き落とし口座として登録済みの口座へ入金されます。	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預貯金			
預貯金口座番号(7桁)			
フリガナ			
口座名義人			

※この申請書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

※上記口座名義人が申請者と異なる場合は、以下に口座名義人の住所を記入してください。

〒	—
---	---

生徒氏名(ふりがな)及び生年月日を記入し、
科に○をつける。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	はまとう いちろう	生年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
氏名	浜東 一郎		
在学する学校	学校名、課程等	静岡県立浜松東高等学校 全日制	情報ビジネス・総合ビジネス・普通科
	学校設置者	静岡県	
	学校の所在地	静岡県浜松市中央区笠井新田町1442番地	

次のページに進んでください。

※以下、申請者は記入しないでください。

※認定欄	学校	全・定・通・専
	生業扶助	未受給・受給

支給	生保	非課税	通信	専攻	専攻他
可・否	32,300	143,700	50,500	50,500	10,100

過去、在学中に給付金を受給している回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回
	☐	☐	☐	☐	☐	☐

【対象となる世帯等について】

- (1) 基準日（令和7年7月1日）現在の保護者等の収入等の状況が、次のいずれかに該当する場合は、生活保護受給世帯として申請することができます。該当するいずれかの□に✓点を記入してください。

生活保護受給世帯
の場合

- ☒ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しています。
【添付書類】生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
※生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。
→該当 (2)以降の記載は不要です。
- ☐ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
【添付書類】扶養親族申告書（様式1－4）
- ☐ 専攻科のみ生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
【添付書類】扶養親族申告書（様式1－4）

・チェック以下は記入不要です。

・生活保護受給証明書等の添付書類を、必ず同封してください。

- (2) ①から⑤までの該当する項目の□に✓点を記入してください。
（次の者の課税証明書等を提出します。）

①□	親権者（両親）2名分
②□	親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 □親権者のうち1人が無職・無収入（令和6年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 □離婚・死別等により親権者が1名の場合 □家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
③□	未成年後見人（ ）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④□	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤□	主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥□	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

所得に関する書類を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

- (3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

- ☐ 所得確認の対象の高校生等本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【対象となる世帯等について】

- (1) 基準日（令和7年7月1日）現在の保護者等の収入等の状況が、次のいずれかに該当するかどうかの□に✓点を記入してください。

非課税世帯の場合
（親権者2人収入あり）

- ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯等
【添付書類】生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していない世帯等の場合、(2)以降の記載は不要です。

- ✓ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。

- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
※道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯は除く。

- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。

【添付書類】扶養親族申告書

2名分の課税証明書等を添付してください。
※令和7年度（令和6年分）であること！

- (2) ①から⑤までの該当する項目の□に✓点を記入してください。
（次の者の課税証明書等を提出してください。）

①	☒ 親権者（両親）2名分
②	☐ 親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 ☐ 親権者のうち1人が無職・無収入（令和6年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 ☐ 離婚・死別等により親権者が1名の場合 ☐ 家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
③	☐ 未成年後見人（ ）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐ 主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐ 高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいない場合 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

★忘れずに記入★（注：未記入者多数）
課税証明書等の提出枚数分の保護者の氏名続柄を記入

所得に関する書類を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄
浜東 父男	父

氏名	高校生等との続柄
浜東 母子	母

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

- (3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

- ☐ 所得確認の対象の高校生等本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【対象となる世帯等について】

- (1) 基準日（令和7年7月1日）現在の保護者等の収入等の状況が、次のいずれかに該当する場合は、申請することができます。該当するいずれかの□に✓点を記入してください。

非課税世帯の場合
（親権者1人の場合）

- ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合、
【添付書類】高等学校等就学費受給証明書（様式2）
（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。
（以下の場合、(2)以降の記載は不要です。）

- ✓ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。

- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
※道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯は除く。

- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
【添付書類】1名分の課税証明書等を添付してください。
※令和7年度(令和6年分)であること！

- (2) ①から⑥まで該当するものをすべて記入してください。
（次の者の順序で記入してください。）

①	☐ 親権者（非課税）2名分
②	☒ 親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 ☐ 親権者のうち1人が無職・無収入（令和6年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 ✓ 離婚・死別等により親権者が1名の場合 ☐ 家庭内暴力等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
③	☐ 未成年後見人（親権者）1名分 ・理由も忘れずにチェックしてください 未成年後見人が複数選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐ 主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐ 高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれかに該当しない場合であり、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在しない場合 ・未成年であるが主たる生計維持者が存在しない場合 ★忘れずに記入★(注:未記入者多数) 課税証明書類の提出枚数分の保護者の氏名続柄を記入

所得に関する書類を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
浜東 母子	母		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

- (3) 次の理由により、課税証明書類等を提出しません。

- ☐ 所得確認の対象の高校生等本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合